

# 「公民館」ってどんなところ？



公民館は、だれでも、いつでも、さまざまな学習活動をするため、自由に、気軽に使用できる教育施設であり、町民のみなさんが、地域との連帯を深めながら人間的成長を図り、豊かな社会生活を営めるようあらゆる世代や立場の人々を対象とした講座の開設をはじめ、社会教育団体や学習グループに活動の場を提供しています。

## 公民館は何のためにあるの？

そもそも公民館は、戦後の荒廃し混乱した社会状況の中で、新しい日本の再建のためには教育の力が必要とされたことから設置が提唱され、郷土再建の拠点としようとするところから始まりました。

社会教育法では、公民館について右記のように定められています。

### ●社会教育法

#### 第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の進行、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 第22条

公民館は、目的達成のために、おおむね、次に掲げる事業を行う。

- ①定期講座を開設すること。
- ②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- ③図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- ④体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- ⑤各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- ⑥その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること。

## 公民館の役割

公民館は、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を総合的に支援する社会教育施設です。その運営は、地域の人々がその生活に根ざして、主体的に行われるべきとされています。このため、「民主主義の学校」とも呼ばれ、住民自治と地域連帯を大切にし、地域づくり、絆づくりの拠点としての機能も持っています。

今日の目的・役割としては、地域の連帯感を醸成し、学校などの関係機関、団体、サークル等と連携して、地域に根差した公民館活動の展開が期待されています。

戦後すぐに設置された歴史ある公民館という施設ですが、地域での人々の関係が薄れてきている現代にこそ、あらためて公民館が持つ「つどい まなび むすぶ」という機能が必要とされているのです。



## 多賀町が目指す公民館



多賀町においては各字に地区公民館（39館）が設置されており、これらの活動を包括的に支援するとともに町として生涯学習・社会教育活動をさらに推進させる為、新しい中央公民館の設置を計画しています。

また公民館活動は、あけぼのパーク多賀（図書館・博物館・埋蔵文化財センター）や各種体育施設、園や学校等とも密接な関係にあり、それらが有機的につながり事業を行うことにより、結果として少子高齢化・人口減少など地方創生の諸課題をも乗り越える、大きな活力が生まれるものと期待しています。



多賀に寄り、多賀で語ろう  
多賀を知り、多賀から学ぶ  
多賀でつながり、多賀とつながる

(多賀町生涯学習推進基本計画より抜粋)

